

板橋区重度身体障がい者グループホーム運営費補助金交付要綱

(平成16年10月20日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区重度身体障がい者グループホーム事業実施要綱（平成16年10月20日区長決定。以下「実施要綱」という。）に基づき、法人が行う事業に対して補助金を交付することにより、その日常生活のために適した居室及び設備を低額な料金で利用させるとともに日常生活に必要な便宜を図り、もって身体障がい者の地域生活を支援することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱に基づき重度身体障がい者グループホーム（以下「グループホーム」という。）を設置し、経営する事業のうち、東京都重度身体障害者グループホーム事業補助金交付要綱（平成13年6月12日13福障在字第63号）に基づく補助協議の整った事業とする。

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費にかかる実支出額（その費用のための寄付金等があるときは、寄付金その他の収入を控除した額）とを比較して、少ないほうの額とする。ただし、運営月数が12月に満たない場合は、上記金額を12で除して得た額に運営月数を乗じて得た額（1月未満は、当該月の日数で除した額を当該月の額とする。）とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、重度身体障がい者グループホーム事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に必要な書類を添付して、区長に提出するものとする。

(交付決定)

第5条 区長は、前条の規定に基づき申請があったときは、必要な審査及び調査を行い、補助金の交付を決定したときは、重度身体障がい者グループホーム事業交付決定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(事情変更による交付決定の取消等)

第6条 この補助金の交付決定後、区長は、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取消し、又はその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間にかかる部分については、この限りでない。

(承認事項)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合

(事故報告等)

第8条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由その他必要な事項を書面により区長に報告しなくてはならない。

(実施状況報告)

第9条 区長は、補助事業の実施状況又は経理状況等について、必要に応じて報告を求め、又は関係書類の提出を求めることができる。

(補助事業の遂行命令等)

第10条 補助事業者が第9条に規定に基づき提出する実施状況報告又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、当該補助事業が補助金の交付の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、区長は、これらに従って補助事業の遂行を命じることがある。

2 補助事業者が、前項命令に違反したときは、区長は、補助事業の一時停止を命じることがある。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係わる会計年度が終了したとき、又は補助事業を中止もしくは廃止したときは、当該事由の生じた日から20日以内に重度身体障がい者グループホーム事業実績報告書（別記第3号様式）を区長に提出しなければならない。

2 第8条の規定により内容の変更の承認を受けた場合も、また同様とする。

(補助金の額の確定)

第12条 区長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、実績報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（別記第4号様式）により通知する。

(是正のための措置)

第13条 区長は、前条の規定による調査の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを命じることができる。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けたときは、重度身体障がい者グループホーム事業補助金請求書（別記第5号様式）により速やかに補助金の請求をしなければならない。

(決定の取消)

第15条 区長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。

(補助金の返還)

第16条 区長は、第12条の規定に基づき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その差額の返還を命ずるものとする。

2 前条の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合も、また同様とする。

(違約加算金及び延滞金)

第17条 第15条の規定によりこの交付の全部又は一部を取り消され、補助金の返還を命ずる場合においては、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 補助金の返還を命じた場合において、これを納期までに納付しなかったときは、納期日翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(違約加算金の計算)

第18条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における第17条第1項の規定の適用については、当該返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、納付された金額が当該返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額はまず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第19条 第17条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、当該返還を

命じた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付金額は、その納付金額を控除した額による。

(他の補助金等の一時停止等)

第20条 補助金の返還を命じた場合において、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺することがある。

(財産処分の制限)

第21条 補助事業により取得し、又は効用を増加した単価30万円以上の機械器具及び財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号により別に定める期間を経過するまでに区長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 承認を受けて前項に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部若しくは一部を区に納付させることができる。

(関係書類等の整理保管)

第22条 補助事業者は、この補助金の整理については、次の帳簿を整備しておかなければならない。

(1) 管理・会計に関する帳簿

定款又は寄付行為、収支予算書、収支決算書、事業計画書、事業報告書、備品関係台帳、職員名簿、給与支給台帳、現金出納簿、預金出納簿、その他考証書類

(2) その他必要な帳簿等

2 補助事業者は、前項の規定により作成された関係書類を、当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

(委任)

第23条 この要綱の施行については、板橋区補助金交付規則（昭和42年区規則第3号）に定めるところによるほか、必要な事項については、福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成16年10月20日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成17年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、令和3年4月1日から適用する。

別 表

<p>1 基準額</p>	<p>1施設当たり年額 14,638 千円</p>
<p>2 対象経費</p>	<p>法人が設置するグループホーム運営のために必要な経費 報酬 給料 職員手当 賃金 旅費 需用費 消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料 役務費 通信運搬費及び手数料 委託料 使用料 賃借料 備品購入費 区長が必要と認める経費</p>

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地 _____
法人名 _____
施設名 _____
代表者職・氏名 _____

年度 板橋区重度身体障がい者グループ
ホーム事業補助金の交付について（申請）

このことについて、下記により補助金を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 算出基礎

事業運営費金額	収入金額	区補助金額
円	円	円

3 補助事業の期間

年 月 日 から 年 月 日まで

4 収支予算書 別紙1

5 事業計画書 別紙2

6 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為
- (2) 個人情報の取扱基準
- (3) 利用者決定報告書（利用者が公平に決定されたことがわかる資料）
- (4) 利用契約書（写）
- (5) 事業概要（事業の内容が明記されている資料）

担当 所 属
担当者名
電話番号

年度 事業計画書

事業名		
予算額	前年度予算額	増減
円	円	円

事業内容説明・経費内訳等

Large empty rectangular area for detailed project description and cost breakdown.

所在地 _____
法人名 _____
施設名 _____
代表者職・氏名 _____

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度 板橋区重度身体障がい者
グループホーム事業補助金を、下記により交付する。

年 月 日

板橋区長

記

1 交付金額 金 円

2 補助対象経費 別表のとおり

3 交付条件

- (1) この補助金は、交付申請書記載の事業以外に使用しないこと。
- (2) 年度終了後、20日以内に実績報告書を提出すること。
- (3) 板橋区重度身体障がい者グループホーム事業運営費補助金交付要綱を遵守すること。
- (4) 上記(1)から(3)までのいずれかを履行しない場合、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

4 申請の取下げ

この補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して10日以内に申請を取り下げることができる。

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地 _____
法人名 _____
施設名 _____
代表者職・氏名 _____

年度 板橋区重度身体障がい者グループホーム
事業補助金の実績報告の提出について（報告）

年 月 日付け 板 第 号により交付決定を受けた、 年度
板橋区重度身体障がい者グループホーム事業補助金に係る実績報告について、関係書類を
添えて報告します。

記

1 事業実績（決算状況）

区補助金額	事業運営費金額	区補助金返還金額
円	円	円

2 提出書類

- (1) 収支決算書 別紙1
(2) 事業報告書 別紙2

担当 所 属
担当者名
電話番号

年度 事業報告書

事業名		
予算額	決算額	差額
円	円	円

事業内容説明・経費内訳等

所在地 _____
法人名 _____
施設名 _____
代表者職・氏名 _____

補助金確定通知書

年 月 日付け 板 第 号により交付決定した、 年度
板橋区重度身体障がい者グループホーム事業補助金については、下記のとおり確定する。

年 月 日

板橋区長

記

1 確定金額 金 円

2 返還金額 金 円

なお、返還金がある場合には、この通知書を受け取った日から30日以内に返還するものとする。

※ この通知は、先に提出された 年度補助金に係る事業実績報告書について、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められたので通知するものである。

請 求 書

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
請求金額									

ただし、 年度 板橋区重度身体障がい者グループホーム事業補助金
（ 期分）として上記金額を請求いたします。

年 月 日

所 在 地 _____
法 人 名 _____
施 設 名 _____
代表者職・氏名 _____

（宛先）板 橋 区 長

年 月 日

(宛先) 板 橋 区 長

所 在 地 _____
法 人 名 _____
施 設 名 _____
代表者職・氏名 _____

年度板橋区重度障がい者グループホーム事業補助金の

一部返還について

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた、重度身体障がい者グループホーム事業補助金について、下記により一部返還いたします。

記

1 返 還 金 , , 円

2 理 由

第 号
年 月 日

法 人 名
施 設 名
代表者職・氏名

様

板橋区長

年 月 日付け 第 号により交付決定した板橋区重度身体障がい者グループホーム事業補助金については、下記のとおり変更します。

記

1 補助金額 金 , , 円

(算出基礎)	変 更 後	当 初	差 引
事 業 運 営 費			